

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 第4次三島市地域福祉活動計画策定の背景

わが国では、少子・高齢化が進む中、今後も確実に人口の減少が見込まれています。

生産年齢人口も継続的に減少することから、従来 of 制度のままでは多くの問題が生じることが予測されます。また、社会情勢の変化とともに、核家族の増加や近隣住民同士の関係の希薄化、地域社会への関心の低下など、住民意識も大きく変化しており、地域で支え合う機能が弱まる中で生活課題や福祉ニーズは増大し、その内容は複雑化・多様化しています。

国では、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指し、この実現に向けた施策の実施・検討が進められています。また、世界では、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、誰一人取り残さないことが誓われた「SDGs」と呼ばれる持続可能な開発目標が掲げられており、国内でも、国・自治体・企業・個人が、この達成に向けさまざまな取組を行っています。

三島市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）では、2016年に第3次地域福祉活動計画を策定し、「ふれあい、支え合い、思いやりを实践するまち」を基本理念に、地域福祉を推進すべく多様な事業を行ってきました。策定から5年が経過し、前述のとおり福祉を取り巻く環境が大きく変化中、時代の要請に応じた新たな地域福祉の取組を進めるために、これまでに取り組んできた内容を見直し、「第4次三島市地域福祉活動計画」（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）（以下、「本計画」という。）を策定します。

## (2)地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、住民及び福祉関係団体等が地域福祉の推進に主体的に関わるために、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の計画です。行政計画である「地域福祉計画」と整合性を図り、この両者が相まって地域福祉の推進が効果的に展開されます。

三島市では、市社協が中心となって本計画を策定し、計画の推進にあたっては、市社協が中核的な機関として、地域住民をはじめ、福祉関係団体や行政などとも協働しながら、地域に存在する福祉課題の解決を図るとともに、誰もが支え合う社会の実現を目指します。

## (3)社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織された民間福祉団体です。

地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力をいただきながら活動することを特長とし、民間としての「自主性」と広く地域住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という2つの側面を併せもった組織です。

市社協では、「住み慣れた地域で、家族や友人とともに健やかに暮らしたい」という市民の共通の願いを実現するために、地域におけるさまざまな課題の把握とその解決に向けて、地域住民をはじめ、ボランティア、NPO、福祉関係者と連携を図りながら福祉活動を展開しています。

### 【参考】社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

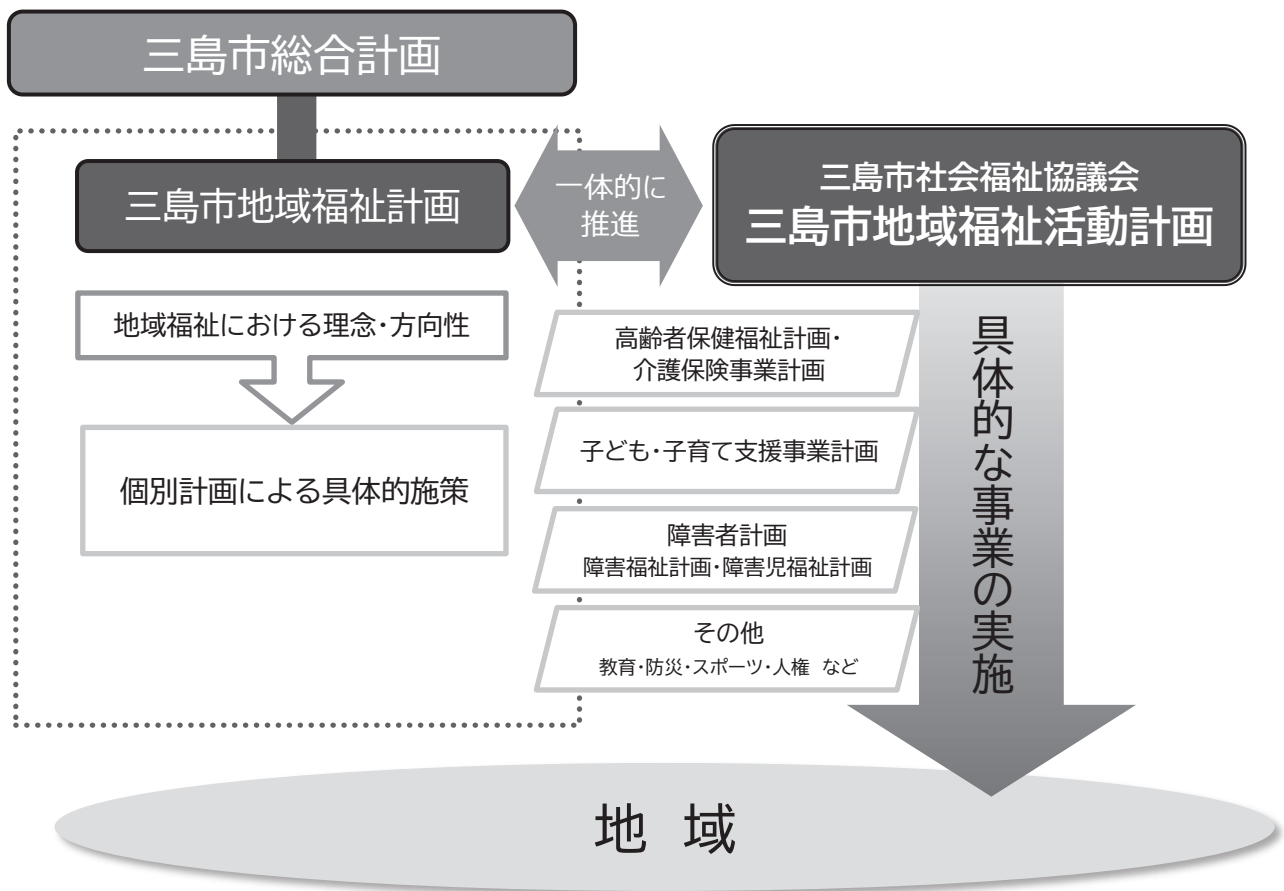
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 2 計画の位置づけ・期間

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、三島市が策定する「三島市地域福祉計画」で掲げられている地域福祉の理念及び方向性といった目的や、地域の福祉課題並びに社会資源を共有するなど、地域福祉の推進に向けて両計画が相互に連携し、補強・補完し合う密接な関係にあります。

#### ■ 計画の位置づけ



### (2) 計画の期間

本計画の期間は、「第4次三島市地域福祉計画」と同じ2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5か年とします。

### (3)計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、2019（令和元）年度に三島市が実施した地域福祉に関する市民アンケート調査の結果や、事業所等へのヒアリング調査の結果から、市民等の実状を把握し、また、寄せられた意見やニーズ等も考慮した上で、本計画の素案を策定しました。

さらに、福祉関係団体、行政関係者などで構成する市社協の理事及び評議員による検討を経て、最終案を策定しました。

## 3 計画の推進

### (1) 市社協の体制整備

本計画の確実な実行が図られるよう、市社協の職員で構成される計画推進のための会議を設置するなどの社協内の体制を整備し、実行にあたっての課題や問題の共有化、改善に向けた取組等の措置が速やかに行われるようにします。また、職員の意識啓発及び能力開発、三島市や関係機関との対話やネットワークづくりを通して、計画の推進を図ります。

### (2) 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくために、基本目標ごとに設定している重要目標達成指標（KGI）による数値目標を基準として、これを達成するための各プロセスが適切に実施されているかどうか定量的に評価する重要業績評価指標（KPI）を「P：Plan（計画）」、「D：Do（実行）」、「C：Check（評価）」、「A：Action（見直し）」のPDCAサイクルに基づき点検・評価し、各種事業内容の見直しや第4次三島市地域福祉計画との調整も図った上で、次期計画につなげていきます。

また、地域福祉活動計画における取組の評価については、数値等だけでは表しにくい部分もあるため、住民参加による事業等においては、上記の数値目標やKPI以外にも参加者に調査を行うなどして、事業効果の把握等にも努めます。

### (3) 計画の周知・普及

本計画が目指す地域福祉の方向性や取組については、市民、ボランティア・NPO団体、サービス事業者等の関係するすべての方が共通の理解をもち、地域に参画し、連携・協働しながら取り組んでいくことが重要であり、そのためには本計画について、繰り返し普及・啓発を図る必要があります。

広報紙やホームページへの地域福祉に関する情報の掲載、学校教育の場や生涯学習の場における福祉教育の実施、出前講座の開催、本計画書の公共施設等への設置等、さまざまな媒体や機会を活用し、地域に広く計画並びに地域福祉の考えについての周知を図ります。